

多良間ピンダ（山羊）購入補助金交付要綱

平成27年4月1日
多良間村告示第6号

（趣旨）

第1条 多良間村における多良間ピンダ（山羊）の改良を促進し、畜産経営の安定と生産振興に資すること、山羊のブランド化、山羊加工施設の稼働率向上を図るため、多良間村山羊加工施設（以下、「加工施設」という。）が購入する山羊に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとする。補助金の交付に関しては、多良間村産業奨励補助金交付条例（昭和47年条例第50号）及びこの要綱の定めるところによる。

（定義）

第2条 この要綱による多良間ピンダ（山羊）とは、村内で飼育されているピンダ（山羊）で、食肉に供することを目的に取引されるピンダ（山羊）をいう。

（交付条件）

第3条 この要綱において、補助金の交付を受けようとする者は、次に該当しなければならない。

- （1）多良間村内に居住する山羊生産農家であること。
- （2）山羊の改良繁殖に取り組んでいる農家であること。
- （3）山羊を登録した農家であること。
- （4）山羊の登録は、山羊生産組合が行い、手数料として1頭200円を徴収する。

（補助金）

第4条 補助金は1kg当たり200円～500円の範囲とし、別表1のとおりとする。

（申請）

第5条 補助金を受けようとする者は、補助金交付申請書（様式1号）を提出しなければならない。

（審査及び交付）

第6条 前条の申請のあった者について、第3条に基づき審査を行い、適当と認めた場合は、補助金の額を確定し、補助金交付決定書（様式第2号）により補助金を交付する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。